

現金決済先物取引 実施細則

株式会社堂島取引所

現金決済先物取引実施細則

(目的)

第1条 この細則は、株式会社堂島取引所（以下「当社」という。）の業務規程第3条第13項の規定に基づき、現金決済先物取引に関し必要な事項を規定する。

(限月現金決済先物取引に係る理論現物価格の算出方法)

第2条 限月現金決済先物取引に係る理論現物価格（業務規程第156条第1項に規定する理論現物価格をいう。以下同じ。）の算出方法は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 金及び白金 次のイからニまでに規定するところによる。

イ 一の計算区域（株式会社日本証券クリアリング機構がその業務方法書において、当社の貴金属市場に関し定める計算区域をいう。以下同じ。）の日本時間午後3時30分00秒から午後3時45分59秒までの間に、当社が指定する通信社が配信する、金(XAU)又は白金(XPT)のそれぞれの価格情報の仲値を単純平均したものに、同一の時間帯において当該通信社が公表した外国為替相場（アメリカ合衆国ドル対日本円）の仲値の単純平均を乗じて得た値とする。この場合において、当該値が小数第1位以下の値を有する場合は、小数第1位で四捨五入するものとする。

ロ イの規定にかかわらず、金又は白金のそれぞれについて、次のi又はiiの場合に該当するときは、日本時間午後3時15分00秒から午後3時45分00秒までの間における、当社商品市場における金又は白金のそれぞれについて、約定値段と取引数量の加重平均により算出した値とする。この場合において、当該値が小数第1位以下の値を有する場合は、小数第1位で四捨五入するものとする。

i イに掲げる時間帯において価格の公表がなかった場合

ii 当社の責めに帰さない事由により、イに掲げる価格情報について当社がその全部又は一部を入手できなかった場合

ハ 金又は白金のそれぞれについて、ロに掲げる時間帯において約定値段が存在しない場合は、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段が存在しない場合には、直前計算区域の理論現物価格（当該直前区域に理論現物価格が存在しない場合には、直近限月に係る理論現物価格。）とする。

ニ 金又は白金のそれぞれについて、イ、ロ又はハの規定により算出した値が適当でないと当社が認める場合は、次のi又はiiに定めるところにより算出した価格とする。

i 日中立会終了時において直前計算区域における理論現物価格より低い値段を指定した売注文が存在する場合にあっては、当該売注文のうち最も低い値段を指定した売注文の値段

ii 日中立会終了時において直前計算区域における理論現物価格より高い値段を指定した買注文が存在する場合にあっては、当該買注文のうち最も高い値段を指定し

た買注文の値段

(2) 銀 次のイからニまでに規定するところによる。

イ 一の計算区域の日本時間午後3時30分00秒から午後3時45分59秒までの間に、当社が指定する通信社が配信する、銀(XAG)の価格情報の仲値を単純平均したものに、同一の時間帯において当該通信社が公表した外国為替相場(アメリカ合衆国ドル対日本円)の仲値の単純平均を乗じて得た値とする。この場合において、当該値が小数第2位以下の値を有する場合は、小数第2位で四捨五入するものとする。

ロ イの規定にかかわらず、次のi又はiiに該当する場合は、日本時間午後3時15分00秒から午後3時45分00秒までの間における、当社商品市場における銀の約定値段と取引数量の加重平均により算出した値とする。この場合において、当該値が小数第2位以下の値を有する場合は、小数第2位で四捨五入するものとする。

i イに掲げる時間帯において価格の公表がなかった場合

ii 当社の責めに帰さない事由により、イに掲げる価格情報について当社がその全部又は一部を入手できなかった場合

ハ ロに規定する時間帯において約定値段がない場合は、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段がない場合には、直前計算区域に係る理論現物価格(当該直前区域に帳入値段が存在しない場合には、直近限月に係る理論現物価格。)とする。

ニ イ、ロ又はハの規定により算出した値が適当でないとき当社が認める場合は、次のi又はiiに定めるところにより算出した価格とする。

i 日中立会終了時において直前計算区域における理論現物価格より低い値段を指定した売注文が存在する場合にあっては、当該売注文のうち最も低い値段を指定した売注文の値段

ii 日中立会終了時において直前計算区域における理論現物価格より高い値段を指定した買注文が存在する場合にあっては、当該買注文のうち最も高い値段を指定した買注文の値段

(限日現金決済先物取引に係る理論現物価格の算出)

第3条 限日現金決済先物取引に係る理論現物価格の算出は、次の各号に規定するところによるものとする。

(1) 金及び白金 次のイからニまでに規定するところによる。

イ 一の計算区域の日本時間午後3時30分00秒から午後3時45分59秒までの間に、当社が指定する通信社が配信する、金(XAU)又は白金(XPT)のそれぞれの価格情報の仲値を単純平均したものに、同一の時間帯において当該通信社が公表した外国為替相場(アメリカ合衆国ドル対日本円)の仲値の単純平均を乗じて得た値とする。この場合において、当該値が小数第2位以下の値を有する場合は、小数第2位で四捨五

入するものとする。

ロ イの規定にかかわらず、次の i 又は ii に該当する場合は、日本時間午後 3 時15分00 秒から午後 3 時45分00秒までの間における、当社商品市場における金又は白金のそれぞれについて、約定値段と取引数量の加重平均により算出した値とする。この場合において、当該値が小数第 2 位以下の値を有する場合は、小数第 2 位で四捨五入するものとする。

i イに掲げる時間帯において価格の公表がなかった場合

ii 当社の責めに帰さない事由により、イに掲げる価格情報について当社がその全部又は一部を入手できなかった場合

ハ 金又は白金のそれぞれについて、ロに規定する時間帯において約定値段がない場合は、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段がない場合には、直前計算区域に係る理論現物価格（当該直前区域に帳入値段が存在しない場合には、直近限月に係る理論現物価格。）とする。

ニ 金又は白金のそれぞれについて、イ、ロ又はハの規定により算出した値が適当でないとして当社が認める場合は、次の i 又は ii に定めるところにより算出した価格とする。

i 日中立会終了時において直前計算区域における理論現物価格より低い値段を指定した売注文が存在する場合にあっては、当該売注文のうち最も低い値段を指定した売注文の値段

ii 日中立会終了時において直前計算区域における理論現物価格より高い値段を指定した買注文が存在する場合にあっては、当該買注文のうち最も高い値段を指定した買注文の値段

(2) 銀 次のイからニまでに規定するところによる。

イ 一の計算区域の日本時間午後 3 時30分00秒から午後 3 時45分59秒までの間に、当社が指定する通信社が配信する、銀（XAG）の価格情報の仲値を単純平均したものに、同一の時間帯において当該通信社が公表した外国為替相場（アメリカ合衆国ドル対日本円）の仲値の単純平均を乗じて得た値とする。この場合において、当該値が小数第 3 位以下の値を有する場合は、小数第 3 位で四捨五入するものとする。

ロ イの規定にかかわらず、次の i 又は ii に該当する場合は、日本時間午後 3 時15分00 秒から午後 3 時45分00秒までの間における、当社商品市場における銀の約定値段と取引数量の加重平均により算出した値とする。この場合において、当該値が小数第 3 位以下の値を有する場合は、小数第 3 位で四捨五入するものとする。

i イに掲げる時間帯において価格の公表がなかった場合

ii 当社の責めに帰さない事由により、イに掲げる価格情報について当社がその全部又は一部を入手できなかった場合

ハ ロに規定する時間帯において約定値段がない場合は、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段がない場合には、直前計算区域に係る理

論現物価格（当該直前区域に帳入値段が存在しない場合には、直近限月に係る理論現物価格。）とする。

ニ イ、ロ又はハの規定により算出した値が適当でないとき当社が認める場合は、次の i 又は ii に定めるところにより算出した価格とする。

i 日中立会終了時において直前計算区域における理論現物価格より低い値段を指定した売注文が存在する場合にあっては、当該売注文のうち最も低い値段を指定した売注文の値段

ii 日中立会終了時において直前計算区域における理論現物価格より高い値段を指定した買注文が存在する場合にあっては、当該買注文のうち最も高い値段を指定した買注文の値段

（代表取締役社長による理論現物価格の決定）

第4条 前二条の規定にかかわらず、金、銀又は白金のそれぞれについて、同条各号の規定に基づき算出した値が適当でないとき社は、代表取締役社長の判断により定める値とすることができる。

（当社が指定する通信社）

第5条 第2条第1号イ並びに第2号イ及び第3条第1号イ並びに第2号イの当社が指定する通信社は、以下のとおりとする。

リフィニティブ・ジャパン株式会社

（限月現金決済先物取引に係る理論現物価格の公表）

第6条 限月現金決済先物取引に係る理論現物価格の公表は、限日現金決済先物取引に係る帳入値段（業務規程第40条第1項に規定する帳入値段をいう。）の公表をもって代える。この場合において、金及び白金については小数第1位を、銀においては小数第2位を、それぞれ四捨五入した値とする。

（変更又は廃止）

第7条 この規則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則

この細則は、令和5年3月27日から施行する。

附則（令和6年8月6日）

この細則の変更は、令和6年8月13日から施行する。

附則（令和6年10月31日）

- 1 この細則の変更は、令和6年11月5日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に定める日から施行することが適当でない場合には、当該日から3月以内の日で、当社が別に定める日から施行する。

附則（令和8年5月7日）

- 1 この細則の変更は、令和8年7月21日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前項に規定する日から施行することが適当でないと当社が認めた場合は、当社が別に定める日から施行する。この場合において、施行に際し必要な事項は、当社がその都度定める。